

令和6年度

(2024年度)

償却資産申告の手引き

日頃は、本市の税務事務にご協力をいただきお礼申し上げます。

津島市内に固定資産税の対象となる償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっておりますので（地方税法第383条）、期日までに必ず申告していただきますようお願いいたします。

- ◎ 解散、廃業、休業、移転等をされた方
 - ◎ 該当資産のない方
 - ◎ 課税標準額の合計が免税点（150万円）未満と見込まれる方
- 上記に該当する方であっても申告は必要です。

津島市では、固定資産税(償却資産)の地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)による電子申告をご利用いただけます。

環境にやさしく、簡単・便利なエルタックスを、ぜひともご利用ください。

※ 初めてエルタックスを利用するには利用届出等の事前手続きが必要です。詳しくはエルタックスホームページにてご確認ください。

エルタックスホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

I 償却資産申告について

1. 申告していただく方

令和6年1月1日現在、津島市内に事業で用いる資産を所有している法人又は個人。
(地方税法第383条)

例えば、工場の機械類、商店や事務所の備品類、アパートの附帯設備、駐車場を所有している方が該当します。

なお、償却資産の有無・多少にかかわらず、申告書は必ず提出してください。

2. 提出期限

令和6年1月31日(水)です。

提出期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、令和6年1月12日(金)までの早期の提出にご協力ください。

3. 提出先ならびに問い合わせ先

〒496-8686 津島市立込町2丁目21番地 Tel (0567) 24-1111 内線2206・2207
津島市役所 総務部税務課固定資産税グループ

◎ 郵送で提出する場合、申告書の控に受付印が必要な方は、返信用封筒に送付先を記入し、相当額分の切手を貼って同封してください。

4. 提出書類及び記入方法

償却資産申告書及び種類別明細書はボールペン等により見やすい字で、記入例を参考に作成してください。申告書には、法人番号又は個人番号を記入してください。

(1) 前年に申告した方

① 償却資産申告書

前年申告から令和6年1月1日までの間に増加又は減少した資産がある場合は、申告書18備考欄の「1 資産増減あり」を○で囲んでください。

また、増加又は減少した資産の取得価額の計をそれぞれ取得価額欄に資産の種類ごとに記入してください。

前年申告内容から資産の状況に変更がない場合は、申告書18備考欄の「2 増減なし」を○で囲んでください。

② 種類別明細書(増加資産・全資産用)

前年申告資産がすべて印字されています。前年中に増加又は減少した資産がある場合は加除修正してください。

(2) 今回初めて申告される方

① 償却資産申告書

申告書18備考欄の「1 資産増減あり」を○で囲み、令和6年1月1日現在所有している全ての資産の取得価額の計を、それぞれ取得価額欄に資産の種類ごとに記入してください。

なお、該当する資産がない場合でも申告書18備考欄の「3 該当資産なし」を○で囲んで申告してください。

② 種類別明細書

令和6年1月1日現在所有している全ての資産について、種類別明細書（増加資産・全資産用）を作成してください。

（3）電算処理により申告される方（全資産申告）

令和6年1月1日現在所有している全ての資産について申告してください。

（4）事業の廃止等をされた方

令和6年1月1日までに、事業の廃止等（廃業、解散、休業、市外移転等）があった場合は、申告書18備考欄の「4 廃業・解散・転出等」を○で囲み年月日を記入の上、申告してください。

5. 調査協力をお願い

（1）申告内容の調査

申告内容について、地方税法第353条及び第408条に基づいて調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いします。

また、地方税法第354条の2に基づき、法人税又は所得税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご理解のほどお願いします。

（2）申告をしない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由なく申告をしなかった場合、地方税法第368条の規定により延滞金を加えて不足税額を追徴されたり、市税条例第57条の規定により過料を科せられることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金刑を科せられることがあります。

II 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは？

法人や個人で、工場や商店を経営されている方や、農業・不動産貸付業等の事業を行っている方が、その事業のために用いることのできる構築物、機械、器具、備品等を「償却資産」といい、土地や家屋と同様に固定資産税が課税されます。

申告が必要となる償却資産とは、地方税法第 341 条に規定されており、以下の要件に該当する資産です。

- (1) 土地及び家屋以外の事業の用に供する資産であること。
- (2) 減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）であること。
- (3) 鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産でないこと。
- (4) 自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車等でないこと（すなわち、道路運送車両法第 3 条に規定する大型特殊自動車であること。）。

※ 次の資産も 1 月 1 日現在、事業を営む上で使用することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 企業会計上、簿外資産として取り扱われている資産
- ② 帳簿上、残存価格のみが計上されている償却済資産
- ③ 遊休未稼働の資産
- ④ 企業会計上、建設仮勘定で計上されている資産
- ⑤ 減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却を行うことができるもの
- ⑥ 家屋に取り付けられた建築設備（造作、建具、附帯設備等）で、事業の用に供しているもの（固定資産評価上、家屋に含まれないものに限ります。）

2. 償却資産の主な種類

資産の内容を種類にしたがって分類すると、主に次のようになります。

番号	種 類	資 産 例
1	構 築 物	外構工事(舗装路面、庭園、門塀、緑化施設等)、看板等
2	機 械 及 び 装 置	加工・製造設備等の機械、建設工業機械等
3	船 舶	ボート、漁船等
4	航 空 機	ヘリコプター、グライダー等
5	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車(分類番号が「0,00 から 09 及び 000 から 099」、 「9,90 から 99 及び 900 から 999」の車両)、台車等
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	各種器具（事務、通信、測定、写真、医療）、各種工具、 店頭備品（レジスター、陳列ケース等）、冷暖房器具等

3. 業種別の償却資産の例

業種別の償却資産を具体的に例示すると以下のとおりです。

業種	課税対象となる償却資産の例
各業種共通のもの	駐車（輪）場設備・受変電設備・舗装路面・庭園・門・扉・外溝・外灯・ネオンサイン・広告塔・中央監視装置・看板・簡易間仕切・事務机・椅子・応接セット・ロッカー・エアコン・パソコン・コピー機・タイムレコーダー・テレビ・金庫・レジスター・消火器・陳列棚・陳列台・陳列ケース・自動販売機・冷蔵庫・冷凍庫等
小売店	ショーウィンドー・日よけ等
不動産業	予備電源設備・機械式駐車設備・門扉・フェンス・植込工事・外灯・上下水道管の埋設管・自転車置場等
駐車場事業	駐車場舗装、フェンス、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備、ターンテーブル）等
喫茶店・飲食店	接客用家具・備品・厨房設備・カラオケセット・放送設備・室内装飾品・製麺機・日よけ等
製パン・製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理容業・美容業	理（美）容椅子・洗面設備・消毒殺菌用機器・タオル蒸器・ドライヤー・パーマ器・サインポール等
クリーニング業	洗濯機・脱水機・乾燥機・プレス機・ミシン・ビニール包装設備等
医院・歯科医院・薬局業	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャン、消毒殺菌用機器、歯科診療用ユニット、投影器、光学検査機器等）・薬品戸棚等
工場	動力配線・旋盤・ボール盤・プレス機・金型・洗浄給水設備・構内舗装・溶接機・貯水設備・福利厚生設備等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台・パチスロ台・ゲームマシン・両替機・玉貸機・屋外駐車場・島工事・POS システム等
印刷業	各種印刷機・活字盤鑄造機・裁断機等
建設業	大型特殊自動車・ポンプ・ポータブル発電機・ブルドーザー・パワーショベル・コンクリートカッター・ミキサー・各種工具等
ガソリン給油所	ガソリン計量器・リフト・充電器・コンプレッサー・照明設備・地下タンク・洗車機・構内装置・独立キャノピー等
自動車整備業	旋盤・溶接機・充電器・コンデンサー・検査工具・事務機器等
食肉・鮮魚販売業	肉切断機・挽肉機・ポンプ等
金属製品組立加工業	旋盤・ボール盤・定盤・フライス盤・プレス・カッター・研磨機・溶接機・クレーン・コンプレッサー・検査工具等
ホテル・旅館業	厨房設備・自家発電装置・放送設備・接客用備品等

農業	耕運機・ビニールハウス・梨棚・ネット・選果機・精米機・農機具等
漁業	漁船・漁網・ノリ漉き機・ノリ乾燥機等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、集玉設備等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
テニスクラブ	テニスコート、フェンス、オートテニス設備、ガット張機、人工芝、照明設備等

4. 少額資産の取扱い

固定資産税の課税の対象にならない資産は以下のようなものがあります。

- ① 耐用年数が1年未満の資産
- ② 取得価格が10万円未満の資産で、法人税法等の規定により一時に損金算入されたもの（いわゆる少額償却資産）
（10万円未満でも、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っている場合は課税対象です。）
- ③ 取得価格が20万円未満の資産で、法人税法等の規定により3年以内一括して均等償却するもの（いわゆる一括償却資産）
（20万円未満でも、個別の資産ごとの耐用年数により通常の減価償却を行っている場合は課税対象です。）

5. 月賦購入資産、リース資産の取扱い

月賦購入資産で売主に所有権が留保されている資産は、原則として買主が申告してください。

ファイナンスリース取引にかかるリース資産については、リース会社等の資産の貸主（所有者）が申告してください。ただし、所有者の取得価額が20万円未満である場合は、申告対象外です。

6. 非課税・課税標準の特例の適用を受ける資産

非課税の適用を受ける資産は、地方税法第348条に規定されています。また、課税標準の特例の適用により固定資産税が軽減される資産は、同法第349条の3及び同法附則第15条に規定されています。該当する資産がある場合は、その旨を申告書に記入の上、証明する書類を添付してください。

7. 短縮耐用年数、増加償却、特別償却、圧縮記帳の取扱い

法人税法又は所得税法に規定される短縮耐用年数及び増加償却の制度は、固定資産税においても適用があります。該当する場合は、その旨を申告書に記入の上、国税局長の承認通知書（写）又は税務署長への届出書（写）を添付してください。なお、租税特別措置法に規定される特別償却及び法人税法又は所得税法に規定される圧縮記帳の制度は、固定資産税においては認められておりません。

8. 償却資産の評価

償却資産の評価は、取得時期、取得価格、耐用年数を基本として、次の算式により求めます。

$$\begin{aligned} \text{算式} \quad & \text{前年中に取得した資産} && \text{取得価格} \times (1 - r / 2) \\ & \text{前年前に取得した資産} && \text{前年度評価額} \times (1 - r) \quad (\text{※}) \end{aligned}$$

r : 耐用年数に応ずる定率法による減価率(年率)

減 価 残 存 率 表

耐用 年数	償却率	減価残存率		耐用 年数	償却率	減価残存率		耐用 年数	償却率	減価残存率	
	r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r		r	1-r/2	1-r
2	.684	.658	.316	11	.189	.905	.811	20	.109	.945	.891
3	.536	.732	.464	12	.175	.912	.825	22	.099	.950	.901
4	.438	.781	.562	13	.162	.919	.838	25	.088	.956	.912
5	.369	.815	.631	14	.152	.924	.848	30	.074	.963	.926
6	.319	.840	.681	15	.142	.929	.858	35	.064	.968	.936
7	.280	.860	.720	16	.134	.933	.866	40	.056	.972	.944
8	.250	.875	.750	17	.127	.936	.873	45	.050	.975	.950
9	.226	.887	.774	18	.120	.940	.880	50	.045	.977	.955
10	.206	.897	.794	19	.114	.943	.886	60	.038	.981	.962

ただし、(※)により求めた金額が取得価格×5/100よりも小さい場合は、取得価格×5/100により求めた金額を価格とします。

9. 税率及び税額

決定された課税標準額に1.4%の税率を乗じた額が税額となります。

10. 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

11. 価格の決定と課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づき毎年3月31日までに評価額(課税標準額)を決定し、償却資産課税台帳に登録します。

閲覧に関する詳細は、広報「市政のひろば」にてお知らせしますが、広報が配付されない方で閲覧をご希望の方は、税務課固定資産税グループまでお尋ねください。